

平成 29 年 8 月 29 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

法人向け生命保険の取り扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（取締役会長兼頭取：橋本 和正）は、平成 29 年 9 月 1 日（金）より、法人向け生命保険「ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）」及び「ニッセイ遡増定期保険」（ともに引受保険会社は日本生命保険相互会社）の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 「ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）」

- (1) 万一のとき、(傷害) 死亡保険金を事業保障資金等の財源として活用できます。
- (2) 契約当初一定期間、傷害以外を原因とする死亡保険金を抑制し、保険料を抑えながら、経営者様の健康状況にあわせた効率的な保障の準備が可能です。
- (3) 簡単な 3 項目の告知で加入可能です。
- (4) ご勇退のとき、解約払戻金を退職慰労金として活用できます。

2. 「ニッセイ遡増定期保険」

- (1) 各保険年度の保険金額は、ご契約時に契約者が指定する期間経過後に、毎年 50% の割合で遡増し、基本保険金額の 5 倍になると、その後は一定となります。
- (2) 経営者様が死亡されたとき、一時金で受取る「死亡保険金」を事業保障資金・死亡退職慰労金・弔慰金・事業承継資金等の財源として活用できます。
- (3) 経営者様のご勇退時に保険契約を解約されると、一時金で受取る「解約払戻金」を勇退退職慰労金の財源として活用できます。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行



【商品概要】

商品名	ニッセイ傷害保障重点期間 設定型長期定期保険 (プラチナフェニックス)	ニッセイ逡増定期保険
契約年齢 (満年齢)	全額損金：20～63 歳 1/2 損金：20～79 歳	全額損金：20～36 歳 1/2 損金：20～77 歳 1/3 損金：20～66, 70, 71, 74 歳
保険期間	全額損金：41～84 歳まで 1/2 損金：一律 100 歳まで	全額損金：40～45 歳まで 1/2 損金：46～86 歳まで 1/3 損金：71～87 歳まで
診査区分	3 項目告知による告知	一般告知書による告知
	または、診査医扱、健康管理証明書扱、人間ドック・健康診断扱	
保険料払込方法	月払、年払	
保険料払込期間	保険期間と同一	
傷害保障重点期間	10～50 年 (5 年刻み)	—
最高保険金額	1 件保険金額 7 億円 全期間通計 保険金額 9.9 億円	1 件基本保険金額 1.4 億円 全期間通計 基本保険金額 1.98 億円
最低保険金額	保険金額 1,000 万円	基本保険金額 400 万円
損金算入割合	全損、1/2	全損、1/2、1/3

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「商品パンフレット」「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

【生命保険全般に関する留意点】

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。
- 外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。
- 当行による元本および利回りの保証はありません。
- 一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- 保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申込まない場合がございます。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかつたり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。
- くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。